

決議

福井地裁による「高浜原発3, 4号機運転差止仮処分決定」を力に、 原発の再稼働を阻止するたたかいを強めよう

去る4月14日、福井地方裁判所は、原告9名が訴えた高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件について、「高浜発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」という判断をした。この仮処分判決はただちに発効した。被告である関西電力は、ただちにその執行停止を申立てたものの、5月18日に却下された。また、昨年5月の福井地裁2014年5月21日判決は、人格権に基づいて、関西電力大飯原子力発電所の運転を差止める判決を出した。

いずれも、原子炉の安全審査の目的を、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体への重大な危害や周辺の環境の放射能による汚染など、深刻な災害が、「万が一にも起こらないようにするため」のものであるとした、最高裁第1小法廷1992年10月29日（伊方原子炉設置許可処分取消請求事件）に依拠したものであり、人間およびその社会に対して破滅的なリスクをとまなう原子力発電所の安全審査のあり方についての合理的判断であると評価できる。

この4月の判決は、高浜3, 4号機の安全対策が2013年7月8日の新規制基準に適合しているとして2015年2月12日に原子力規制委員会が決定した「審査書」に対するものである。ここでは、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」と断じた。とくに、基準地震動について、「各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に5回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない」として、「本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない」として、「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難い」とする適切な判断をした。また、「原子力規制委員会委員長の『基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。』という川内原発に関しての発言は、……文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される」としたうえで、「債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できる」としたことは、高く評価できる。

多重防護による安全性確保に関する関西電力のイベントツリーによる対策についても、福島原発事故における政府および国会の事故調査委員会の報告を踏まえて、過酷事故時の複合したイベントの把握が困難であり、かりに把握できても迅速・適切な対策がとれないと、その不備を具体的に明らかにした。

日本科学者会議は、2012年の第43回定期大会決議で、「原発のない社会を実現するために国民的共同を進めよう」と決議した。その後、私たちは、福井での原発裁判にとどまらずすべての原発裁判に勝利するために、法廷で科学的根拠を提供しつつ住民側原告を支援し、同時に良識ある裁判官たちを激励してきた。日本科学者会議は、その総合的で民主的な学術団体としての特性を発揮して、原発の再稼働を阻止し、原発のない社会を実現させるために、大多数の国民・世界市民と連帯して、原発利益共同体とのたたかいを強めていく。

日本政府・電力会社は、こうした裁判所の決定や科学者の指摘に謙虚に向きあい、原発再稼働を断念し、廃炉と放射性廃棄物対策に全力をあげるよう、求める。

2015年5月31日

日本科学者会議第46回定期大会